

松前公園 利用料新旧対照表

松前町都市公園条例（平成7年松前町条例第1号）の一部を改正する条例

改正後					改正前						
別表第3（第13条、第18条関係） 有料公園施設の使用料					別表第3（第13条、第18条関係） 有料公園施設の使用料						
施設名	区分	基本料金		備考	施設名	区分	基本料金		備考		
		単位	金額 (円)				単位	金額 (円)			
庭球場	1面	1時間	800	夜間照明施設を使用する場合は、 1時間につき600円割増する。	庭球場	1面	1時間	600	夜間照明施設を使用する場合は、 1時間につき400円割増する。		
老人広場	1面	半日	700		老人広場	1面	半日	500			
多目的広場	全面	1時間	1,500	夜間照明施設を使用する場合は、 1時間につき4,500円割増する。	多目的広場	全面	1時間	1,000	夜間照明施設を使用する場合は、 1時間につき3,000円割増する。		
	半面	1時間	800	夜間照明施設を使用する場合は、 1時間につき2,400円割増する。		半面	1時間	500	夜間照明施設を使用する場合は、 1時間につき1,500円割増する。		
松前公園 体育館	アリーナ 専用利用	全面	1時間	2,100	アマチュアスポーツに使用する 場合で入場料を徴収しない場合	松前公園 体育館	アリーナ 専用利用	全面	1時間	1,800	アマチュアスポーツに使用する 場合で入場料を徴収しない場合
				7,000	アマチュアスポーツに使用する 場合で入場料を徴収する場合					6,000	アマチュアスポーツに使用する 場合で入場料を徴収する場合
				12,000	アマチュアスポーツ以外に使用 する場合で入場料を徴収しない 場合					10,000	アマチュアスポーツ以外に使用 する場合で入場料を徴収しない 場合
				23,000	アマチュアスポーツ以外に使用 する場合で入場料を徴収する場 合					20,000	アマチュアスポーツ以外に使用 する場合で入場料を徴収する場 合

	一部	1 時間	アマチュアスポーツの入場料を徴収しないときで床面積の3分の1、2分の1、3分の2に限って使用する場合は、各々に相当する額とする。		
			部分利用	1 人	1 時間
	トレーニング室	1 人	1 回	300	一般及び高校生以上
	卓球場	1 台	1 時間	200	一般及び高校生以上
				100	中学生以下
松前町国体記念ホッケー公園	ホッケー場	全面	1 時間	2,000	一般
				1,000	高校生以下
	多目的広場	全面	1 時間	500	
	体育館	全面	1 時間	800	夜間照明施設の使用料金を含む。

注1 1時間未満及び半日未満の端数は、それぞれ1時間及び半日として計算する。半日とは、午前9時から正午まで又は正午から午後5時までとする。

	一部	1 時間	アマチュアスポーツの入場料を徴収しないときで床面積の3分の1、2分の1、3分の2に限って使用する場合は、各々に相当する額とする。		
			部分利用	1 人	1 時間
	トレーニング室	1 人	1 回	200	一般及び高校生以上
	卓球場	1 台	1 時間	200	一般及び高校生以上
				100	中学生以下
松前町国体記念ホッケー公園	ホッケー場	全面	1 時間	2,000	一般
				1,000	高校生以下
	多目的広場	全面	1 時間	500	
	体育館	全面	1 時間	300	夜間照明施設を使用する場合は、1時間につき300円割増しする。

注1 1時間未満及び半日未満の端数は、それぞれ1時間及び半日として計算する。半日とは、午前9時から正午まで又は正午から午後5時までとする。

- 2 庭球場を引き続いて使用することができる時間は、2時間以内とする。
- 3 アリーナの部分利用については、専用利用がない場合に限るものとする。
- 4 町内居住者以外の者が使用する場合は、上記料金に20パーセントを乗じて得た額を加算する。
- 5 松前町国体記念ホッケー公園ホッケー場を使用し、入場料を徴収する場合の基本料金は、上記料金の倍額とする。

- 2 庭球場を引き続いて使用することができる時間は、2時間以内とする。
- 3 アリーナの部分利用については、専用利用がない場合に限るものとする。
- 4 町内居住者以外の者が使用する場合は、上記料金に20パーセントを乗じて得た額を加算する。
- 5 松前町国体記念ホッケー公園ホッケー場を使用し、入場料を徴収する場合の基本料金は、上記料金の倍額とする。